

消防機関への転院搬送の要請に関する要領

三島地域メディカルコントロール協議会

(目的)

第1 この要領は、消防機関が医療機関から他の医療機関へ傷病者を搬送する事案（以下「消防機関による転院搬送」という。）の要請基準を定めるとともに、その要請に関する手続を明らかにすることにより、救急車の適正利用の推進に資することを目的とする。

(転院搬送の基本要件)

第2 消防機関による転院搬送は、次の条件を全て満たす傷病者について、転院搬送を要請する医療機関（以下「要請元医療機関」という。）の医師の判断により実施するものとする。ただし、早期治療を目的とした、搬送先選定困難な傷病者の一時受入れを行った場合はこの限りでない。

- 1 緊急に処置が必要である
- 2 高度医療が必要な傷病者、特殊疾患等に対する専門医療が必要な傷病者等、要請元医療機関での治療が困難である
- 3 医療機関が所有する患者等搬送車、民間の患者等搬送事業者、公共交通機関等、他の搬送手段により搬送できない
- 4 原則として、要請元医療機関が、傷病者の症状に適応した医療を速やかに実施できる転院先医療機関から、受入れの了解を得ている

(医師の同乗)

第3 消防機関による転院搬送は、要請元医療機関がその管理と責任の下で行うため、原則として要請元医療機関の医師又は看護師が同乗する。

ただし、医師又は看護師が同乗できない場合であっても、搬送中の患者の容態急変に係る管理責任は要請元医療機関にあるものとし、救急隊に対し、搬送中の患者の容態管理や応急処置等の必要な指示をする。

(転院搬送依頼書の提出)

第4 要請元医療機関は、別記様式（転院搬送依頼書）に必要事項を記入し、救急隊が到着した際に提出する。

(その他)

第5 この要領は、必要に応じて、見直しを行う。

附 則

この要領は、平成30年7月2日から施行する。